

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

<p>下日野沢東門平吉田線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父市吉田阿熊字横田倉一四八七番一  先から同市吉田阿熊字横田倉一九八番  三地从先まで（ただし、関係図面に表示す  る部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和二年十月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年一月二十五日付け埼玉県  秩父県土整備事務所長告示第一号で告  示した道路予定区域の供用開始であ  る。  延長七七六・五一メートル</p>	<p>備考</p>